

令和6年3月18日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種のリーフレットについて

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省作成の標記リーフレットに関し、日本医師会から通知がありましたので、情報提供いたします。

本リーフレットは、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。以下同じ。）に係る定期の予防接種について、65歳以上の対象者を「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする特例が本年3月31日で終了することに伴い、新たに作成されたものです。

本年4月1日以降の対象者は、肺炎球菌感染症にかかっている者又はかかったことのある者並びに肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種を受けたことのある者を除き、「65歳の者」、「60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」となります。

なお、以下の特別の事情があることにより肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種をやむを得ず受けることができなかつたと認められるものについても、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、対象者となります。

- 「重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病」、「白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病」、又は、「これらに準ずると認められるもの」にかかったこと
 - 臓器の移植術を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
 - 医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの
 - 災害、肺炎球菌感染症に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと
- 貴会におかれましてはご了承の上、関係医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【リーフレット掲載先】 検索エンジンで「厚生労働省 肺炎球菌感染症（高齢者）」でもアプローチ可
https://www.nhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/haienkyukin/index_1.html

【参考】

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2023ken2_2200.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）



大阪府医師会地域医療1課
TEL:06-6763-7012